

担 当	職業安定部職業安定課
	課長 木下 博司
	課長補佐 桐田 徹
	電話 075-241-3268 (ダイヤル)

ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について(令和4年8月分)

厚生労働省では、平成27年度から全国のハローワーク（公共職業安定所）において「マッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」を実施し、サービスの質の向上を図るとともに就職支援の強化に努めています。

このたび、京都労働局及び管下ハローワークの令和4年8月までの実績をとりまとめましたので公表いたします。

< 8月までの取組の進捗状況（京都労働局計） >

1. 就職件数（一般）
10,776件（8月までの目標達成率：97.3%）
2. 求人充足件数（一般）
10,904件（8月までの目標達成率：98.8%）
3. 雇用保険受給者の早期再就職件数
3,196件（7月までの目標達成率：105.3%）

※「雇用保険受給者の早期再就職件数」は集計がひと月遅れとなるため今回は7月分となります。

用語の解説

- ・「一般」常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- ・「常用」雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
- ・「臨時・季節」臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められた仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労するものをいう。

令和4年度 京都労働局管内各公共職業安定所における目標値・実績一覧（令和4年8月）

●就職件数（常用（※1））

項目 安定所	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	3,150	3,098	98.3%	▲ 52	7,517	41.2%
京都七条所	2,576	2,460	95.5%	▲ 116	6,038	40.7%
伏見所	1,115	1,136	101.9%	21	2,665	42.6%
宇治所	974	953	97.8%	▲ 21	2,291	41.6%
京都田辺所	857	827	96.5%	▲ 30	2,008	41.2%
福知山所	1,045	988	94.5%	▲ 57	2,365	41.8%
舞鶴所	737	714	96.9%	▲ 23	1,835	38.9%
峰山所	623	600	96.3%	▲ 23	1,518	39.5%
京都労働局	11,077	10,776	97.3%	▲ 301	26,237	41.1%

●充足件数（常用（※1））

項目 安定所	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	3,640	3,735	102.6%	95	8,598	43.4%
京都七条所	2,278	2,262	99.3%	▲ 16	5,431	41.6%
伏見所	1,278	1,166	91.2%	▲ 112	3,033	38.4%
宇治所	989	1,056	106.8%	67	2,368	44.6%
京都田辺所	556	563	101.3%	7	1,340	42.0%
福知山所	1,081	999	92.4%	▲ 82	2,468	40.5%
舞鶴所	621	591	95.2%	▲ 30	1,558	37.9%
峰山所	590	532	90.2%	▲ 58	1,416	37.6%
京都労働局	11,033	10,904	98.8%	▲ 129	26,212	41.6%

●雇用保険受給者の早期再就職件数（※2）

項目 安定所	7月までの目標目安値	7月までの実績累計値	7月までの目標目安値 に対する達成率	7月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	924	1,097	118.7%	173	2,502	43.8%
京都七条所	736	696	94.6%	▲ 40	2,026	34.4%
伏見所	410	467	113.9%	57	1,111	42.0%
宇治所	299	318	106.4%	19	823	38.6%
京都田辺所	201	211	105.0%	10	587	35.9%
福知山所	202	164	81.2%	▲ 38	508	32.3%
舞鶴所	124	107	86.3%	▲ 17	335	31.9%
峰山所	138	136	98.6%	▲ 2	361	37.7%
京都労働局	3,034	3,196	105.3%	162	8,253	38.7%

※1 雇用契約において期間の定めがないか、又は4箇月以上の雇用期間が定められているものをいう（季節労働者を除く）。

※2 雇用保険受給者が所定給付日数の3分の2以上を残して再就職した件数（他の指標と比べて集計がひと月遅れとなります）。